

## 中央新幹線（東京都・名古屋市間）

### 環境影響評価準備書【静岡県】に係る公聴会傍聴要領

#### 1 傍聴を希望される場合の手続

- (1) 公聴会の傍聴を希望する方は、公聴会当日、直接会場にお越しください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。定員 300 人に達し次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴の受付は、当日午後 5 時 30 分から開始します。
- (4) 定員を超えた場合は、傍聴できませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴人は、議長の指示に従うとともに、以下の事項を守り、静穏に傍聴してください。

- (1) 傍聴人は、公聴会において発言できません。
- (2) ゼッケン、たすき等の着用、旗・プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないでください。
- (3) 会場における発言に対して、発言を妨げるような行為、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないでください。
- (4) 会場でのビラ等の配布は行わないでください。
- (5) 会場の施設管理者が定める管理規則に従ってください。
- (6) 会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないでください。